

情報公開・個人情報保護審査会の在り方について  
(情審答申第2号・個審答申第2号)

平成23年7月

精華町情報公開審査会  
精華町個人情報保護審査会

## はじめに

平成23年6月3日に精華町長から「情報公開制度の見直しについて」及び「個人情報保護制度の見直しについて」諮問を受けました。

精華町情報公開条例において開示請求権者が「何人も」に拡大改正されたことに伴い、請求及び不服申立てが増加し、審査会への諮問が増加することが想定されます。諮問事案に対応できるよう、審査会の権限や機能、手続き面はどのようにあるべきかなど、審査会の在り方について審議を行いました。具体的には、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の統合についてをはじめとして、審査会の調査権限、不服申立人の権利関係、審議の公開・非公開、そして審査会委員の守秘義務違反にかかる罰則につき、情報公開・個人情報保護審査会設置法に準じ見直すことについて検討を行いました。

制度を運用していく中で、今後、見直しの必要が生じることもあるかと思われませんが、現時点における情報公開審査会及び個人情報保護審査会の両審査会としての結論がまとまりましたので答申として提出いたします。

町におかれましては、この答申の趣旨を踏まえ、審査会についての条例制定などの必要な措置を講じ、制度の充実に努められますことを期待するものです。

平成23年7月27日

精華町情報公開審査会  
精華町個人情報保護審査会  
会長 船越 昇

## 目次

1	精華町情報公開・個人情報保護審査会の設置について.....	1
2	審査会の調査権限について.....	1
3	審査会の審理における不服申立人等の権利について.....	2
4	審査会における不服申立てにかかる調査審議手続きの非公開について.....	3
5	審査会委員の守秘義務違反にかかる罰則について.....	3
	資料 1 精華町長からの諮問書.....	4
	資料 2 答申に至るまでの経過.....	6
	資料 3 精華町情報公開審査会委員及び精華町個人情報保護審査会委員名簿.....	6

## 1 精華町情報公開・個人情報保護審査会の設置について

情報公開審査会と個人情報保護審査会とを統合し、情報公開・個人情報保護審査会を設置することが適当である。

### 【説明】

現行制度では、情報公開及び個人情報保護各制度にかかる不服申立てについて、実施機関からの諮問に応ずる機関として、情報公開審査会及び個人情報保護審査会を設置している。両審査会は、それぞれ異なる制度についての諮問機関ではあるものの、制度の対象がいずれも町の保有する情報に関するものであること、併せて、開示請求制度など共通した制度を有するなどの共通点があり、各諮問事案等に関しては、両制度についての総合的な見地から判断することが望ましいと考えられる。

国においては、平成15年制定の情報公開・個人情報保護設置法により、情報公開審査会を情報公開・個人情報保護審査会に改組しており、地方公共団体においても国に準じて改組する団体が徐々に増加している。このような背景からも、両審査会を統合の上、精華町情報公開・個人情報保護審査会として設置することが適当である。

## 2 審査会の調査権限について

諮問事項についての審査会の調査権限について、

- (1) 諮問実施機関に対し、開示決定等にかかる公文書又は保有個人情報の提示を求めること
- (2) 諮問実施機関に対し、指定する方法により分類又は整理した資料の作成、提出を求めること
- (3) 不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対し、意見書や資料の提出、陳述や意見書等の鑑定を求め、これを規定するよう検討すべきである。

### 【説明】

審査会は、諮問実施機関から独立した第三者性を持った機関として、諮問事項に関して、公正、適格な判断を行う必要がある。併せて、簡易迅速な権利利益の救済を図ることも求められることから、審査会の権限については、以下のとおりとすることが適当である。

- (1) 諮問実施機関に対し、開示決定等にかかる公文書又は保有個人情報の提示を求めること

諮問に付された開示、不開示の判断が妥当、適切であるかについて迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会委員が開示決定等に係る公文書又は保有個人情報を実際に見分する、いわゆるインカメラ審理が有効である。このことから、諮問

実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができることとすべきである。

なお、提出された公文書等については、インカメラ審理を目的として提出されたものであり、審査会委員は、審議において知ることとなった当該情報について、守秘義務により、審査会委員以外の者に知らせてはならないこととなる。また、インカメラ審理の趣旨から、何人も、審査会に対し、当該情報について開示を求めることができないことを条文に明記することが適当である。

- (2) 諮問実施機関に対し指定する方法により分類又は整理した資料の作成、提出を求めること

不開示とすることの適否を迅速かつ適正に判断するために、文書量が多かったり、複数の不開示情報の規定が複雑に係るような事案にあっては、不開示情報と不開示の理由とを一定の方式で分類、整理した書類(ヴォーン・インデックス)を諮問実施機関に作成させ、提出を求めることができることとすべきである。

- (3) 不服申立人等に対して意見書や資料の提出、陳述や意見書等の鑑定を求めること

調査審議に必要な情報を十分に入手できるように、不服申立人等に対して、意見書や資料の提出、さらに、適当と認める者に陳述や意見書等の鑑定を求めることができることとすべきである。

### 3 審査会の審理における不服申立人等の権利について

不服申立人等の権利については、

- (1) 意見の陳述について
- (2) 意見書又は資料の提出について
- (3) 提出資料の閲覧について

規定するよう検討すべきである。

#### 【説明】

審査会の審理は、職権に基づき、書面を中心に行われる。不服申立人等に弁明、反論の機会を保障するために、不服申立人等の権利を以下のとおりとするのが適当である。

- (1) 意見の陳述について

不服申立人等に弁明、反論の機会を保障することにより、不服申立人等の権利利益を保護し、審査会の判断の適正性を確保するため、不服申立人に対して意見の陳述の機会を与えるべきである。

- (2) 意見書又は資料の提出について

不服申立人等に必要な主張、立証の機会を与えることにより、不服申立人等の権利利益が保護され、また、審査会に資料が集まることから審査会の判断の適正性が確保される。このことから、不服申立人等が意見書又は資料の提出ができることとすべきである。

### (3) 提出資料の閲覧について

不服申立ての審理は、職権による審理を中心として行われるが、審査手続きに当事者主義的要素を取り入れることとし、当事者が、相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすべきである。審査会に提出された意見書等について、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、原則として、不服申立人等閲覧する権利を認めることが適当である。

## 4 審査会における不服申立てにかかる調査審議手続きの非公開について

不服申立てにかかる調査審議手続きについては非公開とすべきである。

### 【説明】

不服申立ての調査審議は、不開示決定された文書をインカメラ審理により実際に見分して行われるものであり、この手続きを公開すると不開示情報が公になるおそれがあり適当ではない。このことから、不服申立てに係る調査審議手続きについては、非公開とすべきである。

## 5 審査会委員の守秘義務違反にかかる罰則について

審査会委員の守秘義務違反の際の罰則については、情報公開・個人情報保護審査会設置法における罰則の上限に準じ、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とすることが適当である。

### 【説明】

審査会委員は、不服申立ての調査審議において、不開示決定された文書をインカメラ審理により実際に見分することとなる。審査会委員が、不服申立事案の審議の過程で知ることとなった秘密を漏らした場合について、現行条例では、情報公開審査会委員には罰則の規定がなく、個人情報保護審査会委員には、地方公務員法の守秘義務違反で適用される罰則の上限を参考とし、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処することとしている。

情報公開・個人情報保護審査会設置法が施行（平成17年4月1日）され、国における審査会委員の守秘義務違反による罰則の上限が、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とされた。法に合わせ、上限を引き上げる地方公共団体が増加していることから、同法における罰則の上限に準じ、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とすることが適当である。

## 資料 1 精華町長からの諮問書

【精華町情報公開審査会】

3 精総第 1 2 1 号  
平成 2 3 年 6 月 3 日

精華町情報公開審査会

会長 船 越 昇 様

情報公開制度の見直しについて（諮問）

精華町長 木 村 要

本町の情報公開制度につきましては、平成 1 4 年 1 0 月の精華町情報公開条例施行によりスタートし、条例施行後 8 年余りが経過いたしました。これまで、町民の「知る権利」を尊重し、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるよう、適正な運用に努めてまいりました。

本年 3 月 3 1 日に、精華町情報公開条例の一部を改正する条例を公布いたしました。本条例は、議員提案により成立したもので、内容としては、開示請求権者の範囲を「何人も」に拡大する改正となっています。

本改正に関連した規定を見直すことに併せ、これまでの運用を踏まえ、制度内容の改善に向けて見直しをすることといたしました。

つきましては、貴審査会に、精華町情報公開条例第 2 0 条第 6 項に基づきご審議いただきたく、次の事項について諮問いたします。

### 諮問事項

情報公開制度の見直しについて

- (1) 制度内容の見直しについて
- (2) その他制度に関する事項について

【精華町個人情報保護審査会】

3 精 総 第 1 2 2 号  
平成 2 3 年 6 月 3 日

精華町個人情報保護審査会

会長 船 越 昇 様

個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

精華町長 木 村 要

本町の個人情報保護制度につきましては、平成 1 6 年 1 0 月の精華町個人情報保護条例施行によりスタートし、これまで、貴審査会の答申、提言をいただき、制度の適正な運用に努めてまいりました。

条例施行後 6 年余りが経過いたしました。この間、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行されたことなどにより、本町においても従来の制度運用を踏まえつつ、制度内容の改善に向けて見直しを行う必要があると考えております。

つきましては、貴審査会に、精華町個人情報保護条例第 4 0 条第 6 項に基づきご審議いただきたく、次の事項について諮問いたします。

**諮問事項**

個人情報保護制度の見直しについて

- ( 1 ) 制度内容の見直しについて
- ( 2 ) その他制度に関する事項について

**資料 2 答申に至るまでの経過**

年 月 日	内 容
平成23年6月3日	精華町長からの諮問
平成23年6月15日	審議（答申への基本的な考え方について）
平成23年7月19日	審議（答申案についての審議）
平成23年7月27日	答申

**資料 3 精華町情報公開審査会委員及び精華町個人情報保護審査会委員名簿**

氏 名	役 職 等
大島 佳代子	同志社大学政策学部教授
加藤 進一郎	弁護士
久保 美榮子	行政相談員
船越 昇	シルバー人材センター理事長（元京都新聞論説委員）